

◎新潟県告示第666号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年4月11日

新潟県三条地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名
一般国道 289号
- 2 道路の位置
三条市大字下坂井381番2から同市三竹二丁目1917番2まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 水路管理者 三条土地改良区理事長
所在 三条市中新30番60号
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
関係図面に表示するところによる。
- 5 管理の期間
平成25年2月25日から当該施設の存続する日まで